

令和 7 年 12 月 9 日

令和 7 年 第 3 回 神奈川県議会 定例会

環境農政常任委員会報告資料
(その 2)

環 境 農 政 局

目 次

I 令和9年度以降の水源環境保全・再生施策に係る新たな計画の検討状況 について.....	1
-------------------------------------------------	---

I 令和9年度以降の水源環境保全・再生施策に係る新たな計画の検討状況について

県では、平成17年11月に策定した「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」の計画期間が令和8年度末に終了することから、これまで、令和9年度以降の新たな計画の策定を進めてきた。

このたび、「かながわ水源環境保全・再生基本計画」（案）及び「第I期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画（2027-2031）」（案）を取りまとめたので、報告する。

1 かながわ水源環境保全・再生基本計画

(1) 趣旨

令和7年9月の当常任委員会に報告した「かながわ水源環境保全・再生基本計画」（以下、「基本計画」という。）の素案について、県民意見の募集結果等を踏まえた変更を行い、基本計画案としてとりまとめたので報告する。

(2) 素案からの主な変更箇所

ア 「水源環境を取り巻く環境や社会の変化に応じた水源保全地域全体の森林の整備・管理」の項目に、森林火災の未然防止の重要性を追記した。（基本計画案 P28）

イ 基本計画に掲げるほぼすべての取組が、「環境や社会の変化への対応」につながっているため、施策体系図を変更した。（基本計画案 P19）

ウ 基本計画案の策定に至るまでの検討経過や議論について、卷末にまとめた。（基本計画案 P51）

エ 他の県計画との関係について記載した。（基本計画案 P21）

2 第I期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画（2027-2031）

(1) 趣旨

令和7年9月の当常任委員会に報告した「第I期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画（2027-2031）」（以下、「実行5か年計画」という。）の素案に対する県民意見募集の結果を踏まえ、実行5か年計画の案をとりまとめたので報告する。

(2) 実行5か年計画素案に対する県民意見募集の結果

ア 実施期間

令和7年10月8日～令和7年11月6日

イ 意見募集の周知

(ア) 記者発表

(イ) 県の窓口における配架

県政情報センター、各地域県政情報コーナー、水源環境保全課等

(ウ) 県のたより

(エ) 県のホームページ等による情報提供

ウ 実施結果

(ア) 寄せられた意見の件数 57件

(イ) 意見の内訳

内 容	件数
① 計画全般について	13件
② 5か年で取り組む13事業について	39件
③ その他	5件
合 計	57件

(ウ) 意見の反映状況

内 容	件数
a 実行5か年計画案に反映させるもの（一部反映を含む）	12件
b 意見の趣旨がすでに実行5か年計画素案に反映されているもの	8件
c 今後の取組の参考とするもの	28件
d 実行5か年計画案に反映できないもの	4件
e その他	5件
合 計	57件

(エ) 寄せられた主な意見

a 実行5か年計画案に反映させるもの（一部反映を含む）

- 「高標高域人工林の土壤保全対策」の中では、自然林化を図ることにも言及すべき。
- 「整備後に返還した水源林等の機能維持」の「ねらい」として「目標林型への誘導」と記載しているが、「混交林など」といった具体的な姿を明らかにしたほうがよい。

- ・ 伐採木の搬出は、土砂流出や林地荒廃を引き起こす懸念もあるのだから、安全性や効率性にとどまらず、環境面への配慮も記述すべき。
- b 意見の趣旨がすでに実行5か年計画素案に反映されているもの
 - ・ 健全な森林の、水源かん養機能を最大限に発揮し続けるため、長期的な視点に立った「手入れ」を着実に実施していくべき。
 - ・ 都市部を含む県民の理解促進のため、水源環境保全の取組や水源環境保全税の使い道を紹介する資料を学校へ配布してはどうか。
 - ・ 有効な場所への植生保護柵の設置を継続し、補修を含め継続的に取り組んでいただきたい。
- c 今後の取組の参考とするもの
 - ・ かながわ森林塾の実施について、研修期間を短くして回数を増やし、受入数を増やすことで就労者数の増加につなげてはどうか。
 - ・ 現地学習の拠点となる最低限の施設を現地に整備することが必要。
 - ・ 作業経路の設置による土壤流出や重機の作業路による登山道の寸断など森林整備を慎重に行っていただきたい。
- d 実行5か年計画案に反映できないもの
 - ・ 「土壤保全対策の推進」の中で、登山道の整備距離の具体的な数値目標を設定すべき。
 - ・ 温暖化による海面上昇により、県土が水没するため、土盛りした足柄平野に遷都すべき。
- e その他
 - ・ 「植替えにより生じる伐採木の搬出を支援する」とあるが、主伐木の搬出にかかる経費を補助するということか。

(3) 素案からの主な変更箇所

変更後	変更前
<p>1 土壤保全対策の推進</p> <p>② 高標高域人工林の土壤保全対策</p> <p>・・・ 土壤流出が懸念される箇所においては、受光伐による混交林への誘導や自然林化を図るとともに・・・</p>	<p>1 土壤保全対策の推進</p> <p>② 高標高域人工林の土壤保全対策</p> <p>・・・ 土壤流出が懸念される箇所においては、受光伐により混交林に誘導するとともに・・・</p>
<p>5 整備後に返還した水源林等の機能維持／ねらい</p> <p>・・・ 状況に応じ必要な森林管理・整備を行うことで、<u>針広混交林などの目標林型への誘導</u>や・・・</p>	<p>5 整備後に返還した水源林等の機能維持／ねらい</p> <p>・・・ 状況に応じ必要な森林管理・整備を行うことで、<u>目標林型への誘導</u>や・・・</p>
<p>6 多様な林齢構成となる人工林整備</p> <p>③ 木材搬出への支援</p> <p>・・・ 間伐や植替えによる伐採木の<u>林地保全に配慮した搬出</u>や、搬出作業の安全性や効率性を強化する取組について支援する。</p>	<p>6 多様な林齢構成となる人工林整備</p> <p>④ 木材搬出への支援</p> <p>・・・ 間伐や植替えによる伐採木の<u>搬出</u>や、搬出作業の安全性や効率性を強化する取組について支援する。</p>

3 今後のスケジュール（予定）

令和8年1月 基本計画及び実行5か年計画の施行

令和9年4月 新たな計画に基づく水源環境保全・再生施策及び個人県民税の超過課税を開始

《参考資料1》

かながわ水源環境保全・再生基本計画（案）

《参考資料2》

第Ⅰ期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画（2027-2031）（案）